

軽度者に対する例外給付承認申請に必要な書類等について

①軽度者に対する例外給付承認申請書

- ・貸与申請期間：開始日…貸与開始日又は申請日
終了日…認定有効期間終了日
- ・医学的所見について、ケアマネジャーが④サービス担当者会議の要点又は⑤主治医の医学的所見等に基づき、(i)～(iii)のいずれに該当しているか判断し、チェックをいれてください。
- ・また、(i)～(iii)に該当すると判断した要因、理由を記入してください。
※申請書の「医学的所見」、「要因及び理由」は医師に直接書き込んでいただく必要はありません。
ケアマネジャーが医師から聞き取り出した内容を記載してください。

【記入例】

〇〇病（疾病名）で〇〇（医学的所見等）のため、例外給付の対象とすべき状態像(i)～(iii)に該当する。

【具体例】

関節リウマチで、日内変動が大きく、自力でベッドから起き上がれない状態であるため。

②居宅サービス計画書(1)

- ・本人又は家族等の署名があるか確認してください。

③居宅サービス計画書(2)

④サービス担当者会議の要点

- ・主治医等により例外給付の対象に該当するとの所見が示された場合、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が必要であると判断した旨を記録してください。

【サービス担当者会議記録に記入する主な項目】

- ・主治医等から医学的な所見とケアマネジャーが聴収した日付、内容
- ・利用者の身体状況、生活状況等
- ・福祉用具のどのような機能を必要とし、それを使用することによって、どのような効果が得られるか

【具体例】

特殊寝台及び特殊寝台付属品を貸与する場合

→特殊寝台の背上げ・足上げ機能が必要な理由（一般寝台では対応できない理由）を記載してください

- ・サービス担当者会議の開催時期
- ・サービス担当者会議にやむをえない理由で不参加の方がいる場合は、文書照会等によって意見を求め、その内容を記入

⑤主治医の医学的所見

- ・単に「病名」や「当該福祉用具が必要」とだけ記載されている場合は、例外給付を行う必要性が確認できません。
- ・主治医等から意見を聴取する際は、例外給付の対象とすべき状態像（『介護報酬の解釈(単位数表編) 11. 福祉用具貸与 表』、『厚生労働省「要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について」』参照）について医師に説明し、(i)～(iii)のいずれに該当するか、疾病名を含む医学的な所見を得てください。

《 特殊寝台及び特殊寝台付属品を貸与する場合の注意事項について 》

(イ)特殊寝台及び特殊寝台付属品を利用する状態像は、「(一)日常的に起きあがり困難な者」もしくは「(二)日常的に寝返りが困難な者」とされており、「現在は布団を利用しており、立ち上がり時に高さが必要」などの理由の場合は、まず一般寝台の利用から検討してください。その上で、主治医等の医学的所見から一般寝台と異なる機能（主に背上げ、足上げ機能）が必要な場合は、特殊寝台を検討してください。